

ACUITY **LAW**

INSOLVENCY LAW
NEWSLETTER

June 2022

acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率えています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 破産倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税(GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2022年6月の破産倒産法関連の主なアップデートについて取り扱っています。最高裁判所(SC)、会社法上訴審判所(NCLAT)、会社法審判所(NCLT)にて下された重要な判決およびインド破産倒産委員会(IBBI)による主な改正事項についてまとめました。

1) RESOLUTION PROFESSIONAL SHOULD INCLUDE CLAIMS OF ALL HOMEBUYERS IN THE INFORMATION MEMORANDUM REGARDLESS OF DELAY IN FILING CLAIMS

Matter: *Puneet Kaur v. KV Developers Private Limited*

Order date: 01 June 2022

Summary:

NCLTにおいて、KV Developers Private Limitedの企業倒産処理手続き(CIRP)が開始されました。一部の住宅購入者の請求について、提出に遅延があったことを理由に管財人(RP)に却下されたため、住宅購入者はNCLTに申し立てを行いました。しかしながら、当該申し立てにおいても、提出に遅延があったという同様の理由で却下されました。これを不服として、住宅購入者はNCLATに上訴を行いました。

NCLATでは、「住宅購入者の請求が提出されていないにもかかわらず、RPはそのような請求も含めて記載する義務があるのか」「企業債務者の記録に反映されている住宅購入者の詳細すべてについて、RPはインフォメーション・メモランダムに含める義務があるのか」という問題が提起されました。

NCLATは、住宅購入者による請求提出の困難さについて言及し、異なる司法管轄区に居住するすべての住宅購入者が、企業債務者のCIRPを認識し、期限内に請求を提出する必要はない、との見解を示しました。今回のような請求の提出の遅れは、不動産プロジェクトでは一般的な慣行であるとし、住宅購入者により提出がなかった請求については、それが企業債務者の記録に反映されている場合には、RPによりインフォメーション・メモランダムに含めるべきである、としました。NCLATは、CIRPの目的に言及しつつも、そのような請求をRPが考慮しない場合、不公平かつ不公正な再建計画に繋がる可能性があり、CIRPの目的そのものが失われることになる、と述べました。従って、NCLATは、RPに対し、提出が遅延した住宅購入者の請求の詳細を決議申請者に提出し、再建計画の補遺を作成した上で債権者委員会(=CoC)に提出し、再度検討するよう指示しました。

2) NCLT / NCLAT CANNOT SIT IN AN APPEAL OVER THE COMMERCIAL WISDOM OF THE COMMITTEE OF CREDITORS TO WITHDRAW INSOLVENCY PROCEEDINGS OF THE CORPORATE DEBTOR

Matter: *Vallal RCK v. Siva Industries and Holdings Limited and Ors.*

Order date: 03 June 2022

Summary:

NCLTにおいて、Siva Industries and Holdings Limited (**Siva Industries**)のCIRPが開始されました。再建計画がCoCにて承認されなかったため、RPは清算開始の申請を行いました。一方で、Siva IndustriesのプロモーターであるVallal RCKは、NCLTに解決申請書を提出し、一時解決計画に入る意思を示しま

した。当該解決計画は、CoCにおいて94.23%の議決権比率で承認され、RPはNCLTにCIRPの取り下げを申請しました。

しかし、NCLTは、解決計画は「事業再構築計画」であることを理由に取り下げ申請を却下し、後日Siva Industriesの清算が命じられました。当該NCLTの決定はNCLATにおいても支持されたため、その後SCにて争われました。

SCにおける争点は、企業債務者のCIRPを撤回するためのCoCの商業的妥当性を巡る判断をNCLT及びNCLATが下すことが可能か否か、でした。SCは、2016年破産倒産法の下では、CoCにおいて90%を超える投票による同意があった場合にのみCIRPを撤回することができることに着目しました。また、法の主たる目的は、企業債務者が継続企業として存続すると共に、債権者の債権を最大限支払うことにあると述べ、解決案はCoCにて90%超の承認を得ており、当該商業的妥当性は最も重要視されなければならならず、いかなる状況においてもこれを軽視することはできない、としました。これらの背景から、SCは、NCLT及びNCLATは命令を下すことはできないとして、NCLATの命令を破棄し、CIRPの取り下げ申請を許可しました。

3) IBBI INTRODUCES CHANGES TO CIRP REGULATIONS

Notification: *IBBI (Insolvency Resolution Process for Corporate Persons) (Second Amendment) Regulations, 2022*

Notification date: 15 June 2022

Summary:

IBBIは、プロセスの効率化を図るため、インド倒産処理委員会(法人向け倒産処理プロセス)(第2次修正)規則(CIRP規則)を通達しました。

主な改正点は以下のとおりです。

- CIRPの開始申請において、事業債権者は関連するGST申告書及びe-way billsの写しを提出することが義務付けられました。
- 企業債務者、発起人、または企業債務者の経営に関わるその他の者は、RPが定める形式・方法・期限内の情報提供が義務付けられました。
- 債権者は、RPによるインフォメーション・メモランダムを作成及び取引取消申請書の提出時の参照情報として、企業債務者の資産・負債、財務諸表、その他関連する財務情報の共有が義務付けられました。
- 再建計画における、RP承認後の取引取消申請方法及びその収益分配方法(該当する場合)についての規定が義務付けられました。
- 企業債務者の評価に大きな差がある場合、CoCに第3者を評価者として任命する裁量権が付与されました。

4) BID FOR CORPORATE DEBTOR AS A 'GOING CONCERN' IS TO BE GIVEN PREFERENCE OVER STANDALONE BID

Matter: *Arrhum Tradelink Private Limited v. Vineeta Maheshwari, Liquidator of Kaneria Granito Limited & Ors.*

Order date: 20 June 2022

Summary:

Kaneria Granito Limited (**KGL**)の清算人は、同社の資産を E オークションで売却することを決定し、KGL の資産を単独で売却する方法と、KGL を継続企業として売却する方法の 2 つを同時に採用しました。E オークションの条件として、オークションに参加する者は、先に入札した者の提示額よりも 50 万ルピー高い金額を提示しなければならないことになっていました。Torrecid India Private Limited(一次入札者)は、KGL の資産を単体で購入するために 3 億 8,400 万ルピーを提示しましたが、その 2 分後、Arrhum Tradelink Private Limited(二次入札者)が、KGL を継続企業として購入するとして同額を提示しました。二次入札者による入札に関しては、入札書類において規定されている 50 万ルピーの増額を行わなかったとして不成立となり、一次入札者が落札者となりました。これを受け、二次入札者は、NCLT に対して、清算人は自身を落札者とすべきである旨の申請を行いました。

NCLT は、法の目的は、債務を清算することとは別に、企業債務者の資産価値を最大化し、起業家精神を促進することにあるとあり、清算人の義務は、企業債務者を可能な限り保護し、最終的に適正に解散を行うことにある、としました。これらの理由から、NCLT は、清算人に対し、命令の日から 7 日以内の二次入札者による 3 億 8,400 万ルピーの入金後に落札者と宣言し、それができなければ、一次入札者に有利な売却証明書を発行するよう命じました。

Authors: *Souvik Ganguly; Altamash Qureshi; Akhil Ramesh; Gayatri Ramchandran; Richa Phulwani; Niyati Bhogayta*

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in